

鳥 労 発 基 0912 第 1 号  
令 和 6 年 9 月 12 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 殿

鳥 取 労 働 局 長

平 川 雅 浩 印

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）